

週休2日工事实施要領(営繕工事^{注1)})

(主旨)

第1 この要領は、建設現場の働き方改革を推進し、建設業の持続的な担い手確保に資するため、週休2日工事の実施にあたり必要な事項を定める。

(週休2日工事の種類)

第2 週休2日工事の種類は、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型週休2日工事

発注者が、週休2日に取組むことを指定する工事

(2) 施工者希望型週休2日工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日に取組む旨を通知したうえで取組む工事

(対象工事)

第3 週休2日工事の種類に応じた対象工事は、以下のとおりとする。

(1) 発注者指定型週休2日工事

市が入札公告等を行う工事のうち、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定した工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(ア) 災害復旧等の緊急を要する工事

(イ) 現場施工期間^{注2)}が1週間未満の工事

(ウ) その他、週休2日が適さない工事

(2) 施工者希望型週休2日工事

市が入札公告等を行う工事のうち、発注者指定型週休2日工事を除き、受注者が希望する場合に週休2日を実施するものとする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(ア) 現場施工期間が1週間未満の工事

(イ) その他、週休2日が適さない工事

(用語の定義)

第4 週休2日とは、完全週休2日又は週休2日相当のことをいう。

2 完全週休2日とは、工事着手日から工事完成日^{注3)}までの期間から控除期間^{注4)}を除いた期間の土曜日、日曜日、祝日を現場閉所日^{注5)}とすることをいう。

3 週休2日相当とは、工事着手日から工事完成日までの期間から控除期間を除いた期間の28.5%以上の日数を現場閉所日とすることをいう。

4 現場閉所日とは、予め定めた休工日のことをいう。なお、降雨・降雪等による予定外の休工日も実際の現場閉所日数に含むものとする。

5 休工日とは、1日を通していずれの現場作業(現場事務所での事務作業含む)も実施しない日のことをいう。^{注6)}

6 週休2日の達成とは、第5に規定される取組を実施し、完全週休2日又は週休2日相当のいずれかを達成した場合のことをいう。

(受注者の取組)

- 第5 受注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、週休2日に取組むものとする。
- 2 受注者は、施工者希望型週休2日工事の場合、週休2日の実施を希望する場合は、工事着手前にその旨を監督員に通知する。
- 3 受注者は、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、総合施工計画書に明示する。
- 4 受注者は、総合施工計画書に従い、現場閉所を実施する。
- 5 受注者は、現場閉所日として定めた日にやむを得ず作業を行う場合は、前日までに監督員と協議し承諾を得る。
- 6 受注者は、別紙1の定めにより、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示する。

(発注者の取組)

- 第6 発注者は、週休2日を実施する上で必要な工期の設定を行う。
- 2 発注者は、別に定めた取扱い^{注7)}に基づき、当初の予定価格において労務費等を補正した額を計上する。
- 3 発注者は、あらかじめ週休2日の対象外とする内容に該当する期間について、特記仕様書に記載する。
- 4 監督員は、受注者から第5第2項の通知があった場合、これを受理する。
- 5 監督員は、総合施工計画書により現場閉所日を確認する。
- 6 監督員は、受注者から第5第5項の協議があった場合は、その理由が妥当と判断された場合に限りこれを承諾する。
- 7 監督員は、第5第6項の状況を確認する。
- 8 監督員は、工事記録により現場閉所の実施状況を確認する。
- 9 発注者は、第5の規定に基づく週休2日の取組実績に応じて、別に定めた取扱い^{注7)}に基づき、労務費等を補正する。
- 10 工事所管課長等は、週休2日の達成状況に応じた工事成績評定を行う。
- 11 発注者は、受注者が週休2日を達成したことを認めた場合、工事成績評定通知書又は履行実績証明書(様式1)^{注8)}により週休2日の達成を証明するものとする。
- 12 発注者は、発注者指定型週休2日工事の場合、受注者側に週休2日に取組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、千曲市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱第5条に基づき、千曲市建設工事請負人選定委員会に報告するものとする。
- 13 工事所管課長等は、第6第12項に基づく報告により、受注者が千曲市建設工事請負人選定委員会から入札参加資格停止の措置があった場合は、工事成績評定において減点を行う。

附 則

(適用期日)

この要領は、令和2年5月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。(閲覧設計書の総括情報表の「実施設計単価表等の適用日」において、「02.05.01」以降表示される工事から適用する。)

附 則

(適用期日)

この要領は、令和5年10月1日以降に起工起案を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日より施行し、この要領による改正後の週休2日工事实施要領(営繕工事)の規定は、令和5年10月1日から適用する。

注1) 営繕工事：建築工事、電気設備工事、機械設備工事（除却工事を含む）

注2) 直接工事費に計上されている工種等の実施に要する期間

注3) 片付けを含む現場作業が完了する日とする。

注4) 工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間（基本12月29日から1月3日）、夏季休暇3日間（基本8月13日から15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）の合計期間

注5) 現場休息日を含む

現場休息日とは、分離発注工事の場合、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業（現場事務所での事務作業含む）も実施しない日のことをいう。

注6) ただし、以下の行為は現場作業に該当しないものとする。

- ・通行規制に伴う交通誘導
- ・現場の安全確認（防犯、防火等）のための見回り

注7) 「週休2日工事に係る経費の補正について（営繕工事）」（別紙2）による。

注8) 履行実績証明書（様式1）は、工事成績評定を行わない案件に適用する。

工事現場における週休 2 日の実施の明示について

1) 明示方法

下図を参考に掲示板を作成し工事現場に設置することとする。

2) 明示内容

「週休 2 日を実施する旨」、「発注者、受注者の連絡先」を明記する。

3) 掲示板の大きさ

工事件名板 (1.1m×1.4m) 程度とする。

4) 設置位置

現場内及び近傍の工事関係者及び公衆が見やすい場所であつ第三者等へ危害を与えない場所とする。

5) 掲示板に関する費用

積算基準に基づき定めた取扱いにより計上するものとする。

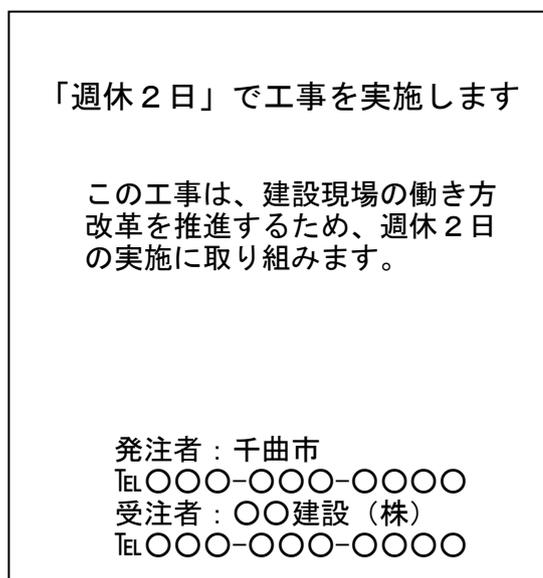


図 掲示板参考図

週休2日工事に係る経費の補正について(営繕工事)

週休2日工事実施要領(営繕工事)(以下「実施要領(営)」という。)第6第2項及び第9項の規定に基づく労務費等の補正については、以下のとおり行うものとする。

1 用語の説明

(1) 達成度とは、週休2日の達成率により、以下のとおり判定したもの。

達成度	達成率	現場閉所率
達成	100.0%以上	28.5%以上
概ね達成	87.5%以上	25.0%以上
一定程度達成	75.0%以上	21.4%以上
未達成	75.0%未満	21.4%未満

(2) 達成率とは、「週休2日相当の現場閉所^{※1}日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{達成率} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数}^{※2}\text{)}}{\{(\text{工事着手日から工事完成日}^{※3}\text{までの期間}) - (\text{控除期間}^{※4})\}} \times 28.5\%$$

(3) 現場閉所率とは、「工事着手日から工事完成日までの期間から、控除期間を除いた期間の日数」に対する「実際の現場閉所日数」の割合。

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{(実際の現場閉所日数}^{※2}\text{)}}{(\text{工事着手日から工事完成日}^{※3}\text{までの期間}) - (\text{控除期間}^{※4})}$$

※1 現場閉所・・・現場休息を含む。

現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、1日を通していずれの現場作業(現場事務所での事務作業含む)も実施しないことをいう。ただし、交通規制に伴う交通誘導及び現場の安全確認(防犯、防火等)のための見回り作業は現場作業から除くものとする。

※2 実際の現場閉所日数・・・控除期間を除くものとする。

※3 工事完成日・・・片付けを含む現場作業が完了する日とする。

※4 控除期間・・・工事着手日から工事完成日までの、年末年始6日間(基本12月29日から1月3日)、夏季休暇3日間(基本8月13日から15日)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)の合計期間

2 補正の方法

(1) 当初設計時

当初の予定価格において、以下のとおり労務費の補正を行うものとする。

労務費に対して、表1に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を乗じることにより、新営工事においては市場単価及び補正市場単価を補正し、改修工事（全館無人改修及び執務並行改修）においては基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格に表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を乗じることにより掲載価格を補正する。

(参考)

「全館無人改修」、「執務並行改修」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(1)により、「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を乗じることにより市場単価（または補正市場単価）を補正して算定する。

表2 営繕工事における補正係数

補正係数 労務費
1.05

表 A-2

工種	摘要※	新営	改修
		補正率	補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既成コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2

工種	摘要※	新営	改修
		補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表M-2

工種	摘要※	新営	改修
		補正率	補正率
保温工事	配管用 ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

(2)変更設計時

週休2日の取組が、完全週休2日または週休2日相当に満たない場合は、実施要領(営)に基づく取組みの実績に応じて、当初の予定価格において補正した経費について、以下のとおり変更するものとする。

(ア)発注者指定型週休2日工事

労務費、市場単価及び補正市場単価並びに物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）に対して、表2に記載の補正係数又は補正率を乗じる。

表2 営繕工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数	補正率	
			労務費	市場単価及び補正市場単価	物価資料の掲載価格 (市場単価以外の材工単価)
概ね達成	87.5%以上	25.0%以上	1.00	1.00	1.00
一定程度達成	75.0%以上	21.4%以上			
未達成	75.0%未満	21.4%未満			

(イ)施工者希望型週休2日工事

労務費に対して、表3に記載の補正係数を乗じる。

ただし、市場単価及び補正市場単価は以下の表A-2②、表E-2②及び表M-2②の補正率を乗じることにより、新営工事においては、市場単価及び補正市場単価を補正し、改修工事（全館無人改修及び執務並行改修）においては基準単価及び基準補正単価を算出する。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格に表A-2②、表E-2②及び表M-2②の補正率を乗じることにより掲載価格を補正する。

表3 営繕工事における補正係数

達成度	達成率	現場閉所率	補正係数 労務費
概ね達成	87.5%以上	25.0%以上	1.03
一定程度達成	75.0%以上	21.4%以上	1.01
未達成	75.0%未満	21.4%未満	1.00

表A-2②

工種	摘要※	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		達成率 87.5%以上		達成率 75%以上		達成率 75%未満	
		新営	改修	新営	改修	新営	改修
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
仮設工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
鉄筋工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
コンクリート工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
型枠工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
鉄骨工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
既成コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
防水工事	市場単価	1.01	1.08	1.01	1.07	1.00	1.00
防水工事(シーリング)	市場単価	1.02	1.15	1.01	1.14	1.00	1.00
防水工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
石工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
木工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
屋根及びとい		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
金属工事	市場単価	1.01	1.10	1.01	1.09	1.00	1.00
金属工事	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
左官工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.11	1.01	1.10	1.00	1.00
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.17	1.01	1.15	1.00	1.00
建具	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
塗装工事	市場単価	1.02	1.16	1.01	1.14	1.00	1.00
塗装工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
内外装工事	市場単価	1.02	1.13	1.01	1.12	1.00	1.00
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.09	1.01	1.08	1.00	1.00
内外装工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01	1.00	1.00
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2②

工種	摘要※	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		達成率 87.5%以上		達成率 75%以上		達成率 75%未満	
		新営	改修	新営	新営	改修	新営
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.02	1.20	1.01	1.18	1.00	1.00
	ケーブルラック	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.02	1.19	1.01	1.18	1.00	1.00
	プルボックス	1.01	1.14	1.01	1.13	1.00	1.00
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.15	1.01	1.14	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05	1.01	1.05	1.00	1.00
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.02	1.18	1.01	1.17	1.00	1.00
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01	1.00	1.00

表M-2②

工種	摘要※	概ね達成		一定程度達成		未達成	
		達成率 87.5%以上		達成率 75%以上		達成率 75%未満	
		新営	改修	新営	新営	改修	新営
		補正率	補正率	補正率	補正率	補正率	補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び 消音内貼	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダク ト及び、低圧チャンバ ー類	1.02	1.16	1.01	1.15	1.00	1.00
ダクト付属品	既製品ボックス、制気 口、ダンパー等の取付 手間のみ	1.02	1.23	1.01	1.21	1.00	1.00
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.23	1.01	1.21	1.00	1.00



(様式-1)
〇〇〇〇号外
令和〇〇年(〇〇〇〇年)〇月〇日

(会社名) 様

千曲市長印

週休2日工事履行実績証明書

下記の工事において、週休2日を達成したことを証明します。

記

- 1 工事名 :
- 2 箇所名 :
- 3 工期 :
- 4 主任(監理)技術者氏名 :
- 5 竣工日 :